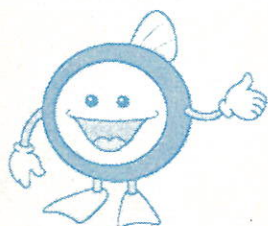


健全で安定した
運営を図るため



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

<綾瀬市からのお知らせです>

令和5年10月1日から 下水道使用料が変わります

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、値上げ分の補填を行うため、令和6年3月31日まで値上げ分の料金は徴収いたしません。（公共施設は除きます。）

市では、快適な暮らしや良好な水環境の維持に重要な役割を担っている下水道事業を計画的に推進するため、10月1日から下水道使用料を改定します。使用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、今後も、効率的な下水道事業の運営と経費節減に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

下水道使用料とは

下水道施設（下水道管、ポンプ場、終末処理場など）の維持管理費用や家庭等から排出される下水をきれいな水にするための費用、施設整備のために借り入れた資金（借金）を返済するための費用として、下水道使用者の皆さまに使用量に基づいてお支払いいただいている料金のことです。

なぜ改定が必要なのか

下水道事業は、法律で「公営企業」に位置付けられているため、※独立採算による運営が原則とされています。しかし、綾瀬市では、人口減少による使用料収入の減少や下水道施設の老朽化により、現行の使用料では将来にわたる収支に不足が生じる見込のため、下水道使用料を改定することとなりました。（改定は下水道使用料のみであり、水道料金は現行と変更ありません。）

※独立採算…下水処理に係る費用は下水道使用料により賄うということ。

どのくらい変わるのか

各水量区分で約8%引上げとなります。詳しくは裏面の下水道使用料単価表及び下水道使用料早見表をご覧ください。

新しい使用料の適用について

使用料は、2か月に1度行われる水道使用量の検針を基に算定しています。（一部の事業所などを除きます。）

10月以降に検針されたもののうち、使用期間が改定日（10月1日）をまたぐ場合は新・旧使用料の使用日数に応じた日割りで算定します。

なお、令和5年10月1日から令和6年3月31日までは、国からの補助の分、減額されます。

下水道使用料単価表（2か月当たり・消費税抜き）

	排水量	改定前	改定後	改定率
基本料金	16 m ³ までの分	1,330 円	1,434 円	7.82%
従量料金 (1 m ³ につき)	16 m ³ を超え 30 m ³ までの分	113 円	122 円	7.96%
	30 m ³ を超え 60 m ³ までの分	125 円	135 円	8.00%
	60 m ³ を超え 100 m ³ までの分	155 円	167 円	7.74%
	100 m ³ を超え 200 m ³ までの分	167 円	180 円	7.78%
	200 m ³ を超え 600 m ³ までの分	180 円	194 円	7.78%
	600 m ³ を超え 1,000 m ³ までの分	203 円	219 円	7.88%
	1,000 m ³ を超え 2,000 m ³ までの分	219 円	236 円	7.76%
	2,000 m ³ を超える分	228 円	246 円	7.89%

下水道使用料早見表（2か月当たり・消費税込み）

排水量	改定前	改定後	増加額
0 m ³ ~16 m ³	1,463 円	1,577 円	114 円
20 m ³	1,960 円	2,114 円	154 円
30 m ³	3,203 円	3,456 円	253 円
40 m ³	4,578 円	4,941 円	363 円
50 m ³	5,953 円	6,426 円	473 円

■計算例（排水量が2か月で40m³の場合）

【改定後】

16m³まで（基本料金） 1,434円
 17m³~30m³ 14m³×122円＝ 1,708円
 31m³~40m³ 10m³×135円＝ 1,350円
 計 4,492円
 4,492円×1.1（消費税）＝ 4,941円

※1円未満切り捨て



皆さまの安全で快適な暮らしを維持していくため、ご協力をお願いします。

下水道を正しく使いましょう

間違った使い方は、下水道管の詰まりや悪臭、故障などの原因になるほか、重大な事故につながる危険もあるので、ルールを守り、正しく大切に使いましょう。

- 油類を流さない
- 野菜くずや食べ残しを流さない
- ビニール片、割りばし、つまようじ、髪の毛などを流さない
- 薬品類、熱湯を流さない
- 水洗トイレでは、水に流せるトイレットペーパー以外は流さない

【お問合せ先】綾瀬市役所 下水道課 管理担当 電話：0467-70-5634